

# 社会福祉法人相生会役員報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、役員（理事・監事・評議員など）の報酬に関する事項を定める。

## (報 酬)

第2条 役員に対して会議出席経費として報酬を支給する。

## (支給額)

第3条 支給額は、会議出席経費として、1日あたり5,000+税円とする。但し、定款で定めている各年度の総額250,000円を超えてはならない。

## (支給日)

第4条 役員報酬は、会議開催日毎に現金で支払う。

## (改 正)

第5条 この規程の改正は、理事会が提案し、評議員会の議決を得て改正する。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。